

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律その他関係法令の定めるところによる届出、申請等に係る事務及び日本年金機構への以下の報告 ・国民年金第1号被保険者の資格取得等各種異動届出 ・老齢福祉年金に関すること ・国民年金保険料の免除・納付猶予申請 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)・寡婦年金・特別障害給付金の裁定請求 ・未支給年金・死亡一時金請求 ・年金生活者支援給付金請求
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル、国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第一31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部保険年金課 〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地 Tel.0544-22-1139
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部保険年金課 〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地 Tel.0544-22-1139

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I 5. 評価実施機関における 担当部署①部署	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所屬長	保険年金課長 川原崎 義男	保険年金課長 深澤 裕彦	事後	
平成28年9月12日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	I 8. 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問合せ	保健福祉部 保険年金課	市民部 保険年金課	事後	
平成28年9月12日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年6月30日 時点	事後	
平成28年9月12日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	平成28年6月30日 時点	事後	
平成29年7月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年7月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年7月28日	評価書番号	11	10	事後	
平成29年7月28日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務②事務の概要	・未支給・死亡一時金請求受理	・未支給・死亡一時金請求	事後	
平成30年8月24日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所屬長の役職名	保険年金課長 深澤 裕彦	保険年金課長	事後	
平成30年8月24日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
平成30年8月24日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和2年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	
令和2年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	
令和3年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務②事務の概要	国民年金法、国民年金法施行令および国民年 金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国	国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給 に関する法律その他関係法令の定めるところに	事後	
令和3年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務③システムの	MICJET MISALIO(宛名システム、国民年金シス テム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名シス テム)	MICJET MISALIO(宛名システム、国民年金シス テム)	事後	
令和3年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月30日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月30日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	IV 6. 情報提供ネットワーク システムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和3年3月1日	IV 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和4年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和4年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	
令和5年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月30日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和5年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月30日 時点	令和4年11月30日 時点	事後	
令和6年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和6年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	